

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程

第2章 指定給水装置工事事業者の指定等

(指定の申請)

第4条 [給水条例第8条第1項](#)の指定は、給水装置工事の事業を行う者の申請により行う。

2 指定工事業者として指定を受けようとする者は、施行規則に定められた[様式第1](#)による申請書に[次の各号](#)に掲げる事項を記載し、管理者に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者及び役員の氏名

(2) [給水条例第2条](#)に定める給水区域において給水装置工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)の名称及び所在地並びに[第12条第1項](#)の規定によりそれぞれの事業所において選任されることとなる主任技術者の氏名及び当該主任技術者が交付を受けている免状の交付番号

(3) 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数

(4) 事業の範囲

3 [前項](#)の申請書には、次の書類を添えなければならない。

(1) [次条第1項第3号のイ](#)から[ホ](#)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類

(2) 法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあってはその住民票の写し

4 [前項第1号](#)に規定する書類は、施行規則に定められた[様式第2](#)によるものとする。

(指定の基準)

第5条 管理者は、[前条第1項](#)の指定の申請をした者が[次の各号](#)のいずれにも適合していると認めるときは、[同項](#)の指定をしなければならない。

(1) 事業所ごとに[第12条第1項](#)の規定により主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 次に定める機械器具を有する者であること。

- イ 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ロ やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ハ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ニ 水圧テストポンプ

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人者又は破産者で復権を得ないもの
- ロ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ハ [第8条第1項](#)の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ニ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- ホ 法人であって、その役員のうち[イ](#)から[ニ](#)までのいずれかに該当する者があるもの

(指定工事業業者証の交付)

第6条 管理者は、[第4条第1項](#)の指定を行ったときは、速やかに指定工事業業者に那覇市上下水道局指定給水装置工事業業者証(以下「指定工事業業者証」という。)を交付する。

- 2 指定工事業業者は、事業の廃止を届け出たとき又は[第8条](#)の指定の取消しを受けたときは、指定工事業業者証を管理者に返納するものとする。
- 3 指定工事業業者は、事業の休止を届け出たとき又は[第9条](#)の指定の停止を受けたときは、指定工事業業者証を管理者に提出するものとする。
- 4 指定工事業業者は、指定工事業業者証を汚損又は紛失したときは、再交付を申請することができる。

(変更等の届出)

第7条 指定工事業者は、[次の各号](#)のいずれかに掲げる事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止、休止、若しくは再開したときは、[次項](#)に定めるところにより、その旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
 - (2) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 法人にあっては、役員の氏名
 - (4) 主任技術者の氏名又は主任技術者が交付を受けた免状の交付番号
- 2 [前項](#)の規定により変更の届出をしようとする者は、変更の日から30日以内に施行規則に定められた[様式第10](#)による届出書に次の書類を添えて管理者に提出しなければならない。
- (1) [前項第2号](#)に掲げる事項の変更の場合には、法人にあっては定款又は寄付行為及び登記簿の謄本、個人にあっては住民票の写し
 - (2) [前項第3号](#)に掲げる事項の変更の場合には、施行規則に定められている[様式第2](#)による[第5条第3号イ](#)から[ホ](#)までのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記簿の謄本
- 3 [第1項](#)により事業の廃止、休止又は再開の届出をしようとする者は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から30日以内に、また事業を再開したときは、当該再開の日から10日以内に、施行規則に定められた[様式第11](#)による届出書を管理者に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第8条 管理者は、指定工事業者が[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第4条第1項](#)の指定を取消することができる。

- (1) 不正の手段により[第4条第1項](#)の指定を受けたとき。
- (2) [第5条各号](#)に適合しなくなったとき。
- (3) [第7条](#)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- (4) [第12条各項](#)の規定に違反したとき。
- (5) [第13条](#)に規定する給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
- (6) [第16条](#)の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
- (7) [第17条](#)の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (8) その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。

(指定の停止)

第9条 [前条各号](#)に該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は、指定の取消しに替えて、6月を越えない期間を定め指定の効力を停止することができる。

(指定等の公示)

第10条 [次の各号](#)に該当するときは、そのつど那覇市公報に掲載して公示する。

- (1) [第4条](#)の規定により指定工事業者を指定したとき。
- (2) [第7条](#)の規定により、指定工事業者から給水装置工事の事業の廃止、休止、又は再開の届出があったとき。
- (3) [第8条](#)の規定により指定工事業者の指定を取り消したとき。
- (4) [第9条](#)の規定により指定工事業者の指定を停止したとき。